

但馬空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、但馬空港供用規程を次のとおり定める。

1. 運用時間等

(1) 空港の運用時間

運用時間：10時間（8時30分～18時30分）

但し、定期便の遅延、空港の施設の工事又は、地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

(2) 空港機能施設（ターミナルビル・給油施設）の営業時間、駐車場の利用時間

ターミナルビル・給油施設の営業時間、駐車場の利用時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

2. 空港の概要

(1) 滑走路（長さ×幅）及び滑走路番号

1, 200m×30m（01/19）

(2) 滑走路強度

換算単車輪荷重 8.5トン（最大離陸重量9トン）

(3) スポット数

ターミナルエプロン 3バース（小型旅客機用）
8スポット（小型機用）

(4) ILS施設等

LOC/T-DME（滑走路01側）

3. 但馬空港が提供するサービスの内容に関する情報

次に掲げる但馬空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(1) 但馬空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の但馬空港に関する情報

(3) 前二項に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の但馬空港が提供するサービスの内容に関する情報

4. サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項

空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、兵庫県立但馬飛行場設置及び管理に関する条例（平成6年3月29日条例第15号）、兵庫県立但馬飛行場管理規則（平成6年3月31日規則第24号）の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成26年3月4日から施行する。

但馬空港が提供するサービスに関する情報について

1. 但馬空港ターミナルビルホームページ

<http://www.tajima-airport.jp/>

2. 空港が提供するサービスに係る施設

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) コインロッカー | (2) A T M / キャッシュディスプレイ |
| (3) 中会議室、特別会議室、多目的ホール | (4) 車椅子貸し出し所 |
| (5) 授乳室 | (6) レンタカー案内所 |
| (7) 飲食店・物販店 | (8) 喫煙所 (屋外) |
| (9) 展望デッキ (無料) | (10) 旅券事務所 (別館) |

3. 空港の情報

(1) 空港・ターミナルビルの管理者・給油施設事業者

名 称：但馬空港ターミナル株式会社

所在地：兵庫県豊岡市岩井字河谷1598-34 (TEL：0796-26-1500)

(2) 駐車場管理者

空港・ターミナルビル管理者・給油施設事業者と同じ

(3) 乗入れ航空会社

日本エアコミューター株式会社【J A C】 (<http://www.jac.co.jp/>)

(4) 路線・ダイヤ

但馬－伊丹 (大阪国際) 空港 (<http://www.tajima-airport.jp/>)

(5) 給油施設が提供する燃料の種別

J E T - A 1、A V G A S

(6) 着陸料 / 停留料 / 格納庫使用料

| 区分 | | 使用料 | 備考 |
|-----|-------------------------|---|--|
| 着陸料 | 最大離陸重量が6トン以下の航空機 | 1機1回の着陸につき1,000円 | 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとする。 |
| | 最大離陸重量が6トンを超える航空機 | 1機1回の着陸につき720円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり610円を加算した額 | |
| 停留料 | 最大離陸重量が3トン以下の航空機 | 1機1回の停留につき830円 | 1 6時間以上停留する場合に24時間 (24時間未満の端数があるときは、これを24時間とする。) ごとに1回の停留として徴収する。 2 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとする。 |
| | 最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の航空機 | 1機1回の停留につき1,670円 | |
| | 最大離陸重量が6トンを超え23トン以下の航空機 | 1機1回の停留につき1,670円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり30円を加算した額 | |
| | 最大離陸重量が23トンを超える航空機 | 1機1回の停留につき2,190円に最大離陸重量が23トンを超える部分について1トン当たり90円を加算した額 | |

| | | | |
|------------|-------------------------|---|--|
| 格納庫 使用料 | 最大離陸重量が3トン以下の航空機 | 1機1回の格納につき、5,150円 | 1 6時間以上停留する場合に24時間（24時間未満の端数があるときは、これを24時間とする。）ごとに1回の停留として徴収する。 2 最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、これを1トンとする。 |
| | 最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の航空機 | 1機1回の格納につき、5,990円 | |
| | 最大離陸重量が6トンを超え13トン以下の航空機 | 1機1回の格納につき、5,990円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり30円を加算した額 | |

(7) 旅客取扱施設利用料：無

(8) 空港アクセス

JR豊岡駅よりバス（タクシー）で約15分

全但バス 豊岡営業所（TEL：0796-23-2286）

(9) 駐車場

利用時間：原則空港の運用時間と同じ

位 置：但馬空港内

収容台数：約58台

(10) 空港マップ (<http://www.tajima-airport.jp/>)

(11) バリアフリー情報

旅客ターミナルビルは、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレ、エレベーター等を設置し、移動の円滑化を図っています。

(12) 非常用物資

毛布、その他緊急医療資器材

(13) 利用者の意向を反映する仕組み

電話で問い合わせできるようホームページに掲載しており、お聞きしたご意見をもとに利用者の利便向上を図っています。